

IC身分証利用規則

第1条(目的)

本規則は、IC 学生証、IC 教職員証、IC 組合員証（以下、「IC 身分証」という）を利用した決済システム「キャンパスペイプリペイド」（以下、「CP プリペイド」という）に関する事項を定めたものである。

第2条(定義)

IC 身分証とは、非接触型 IC チップを搭載した学生証と組合員証をいう。

- 2 本規則および細則における「会員」とは、IC 身分証を持ち、CP プリペイドを利用したものをいう。
- 3 CP プリペイドとは IC 身分証を使って行う前払い式の決済およびポイントシステム、クレジットカード支払の入金、入金利用履歴照会システムを含めていう。
- 4 IC 身分証を持ち、CP プリペイドを利用した会員は、本規則および細則を承諾したものとみなす。

第3条(CP プリペイドの利用)

会員は、IC 身分証にお金をチャージすることで生協利用代金の決済をすることができる。

- 2 決済可能な利用商品・サービスは生協店舗における掲示並びに生協WEBページに掲載する。
- 3 IC 身分証は、会員本人以外の使用を禁ずる。
- 4 CP プリペイドの利用にあたって、会員は本利用規則および別途定める利用細則を遵守しなければならない。

第4条(不正使用等の禁止)

会員は、IC 身分証に内蔵されている半導体集積回路（IC チップ）の偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用を禁ずる。

第5条(IC 身分証の紛失・盗難)

会員が IC 身分証を紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続をしなければならない。

- 2 会員は、IC 身分証を紛失し、または盗難にあった当該 IC 身分証を発見したとき生協に届け出なければならない。当該 IC 身分証は、生協が認めるとき再利用できる場合がある。
- 3 IC 身分証を紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「プリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、会員がこれを負担するものとする。

第6条(IC 身分証の再発行)

会員は、忘失・盗難、汚損、その他の理由により IC 身分証を再発行した場合には、IC プリペイド再利用申請書を生協に提出し承認を得るものとする。

第7条(個人情報)

生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、申込あるいは CP プリペイドを利用することによって生協が入手した会員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものと

する。

2 生協は、IC プリペイドおよび関連するシステム運用に必要な業務を生活協同組合連合会大学生協東海事業連合（以下「事業連合」という）に委託する。

3 会員は前項の業務委託に関わり、生協加入申込書、CP プリペイド利用登録申込書、及び各種届出書に関わる個人情報および IC 身分証の紛失、盗難及び利用資格喪失に関する事実が生協から事業連合へ通知されることに同意する。

第8条(届出事項の変更)

会員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うこととする。

2 会員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担することとする。

第9条(CP プリペイドの利用停止)

生協は、会員が次の何れかに該当した場合、当該会員の CP プリペイド利用を停止させることができる。

一. 申し込み時に虚偽の申告をした場合

二. 本規則のいずれかに違反した場合

三. IC 身分証の券面上に記載された内容を無断で改変した場合

四. IC チップに記録された内容を改ざんした場合

五. その他、会員の CP プリペイドの利用状況が適当でないと生協が判断した場合

第10条(免責)

会員は、本規則を遵守し、本規則の違反により生じる一切の損害を負担する。

第11条(通知)

会員への通知は、生協店舗における掲示並びに生協WEBページへの掲載をもって行う。

第12条(準拠法・合意管轄裁判所)

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用され、会員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協の所在する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とする。

第13条(改廃)

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知する。

2 本規約が改定され、その改定が会員に通知されたあとに、会員が CP プリペイドを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

第14条(施行)

本規則は2016年11月1日から施行する。